

「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」作成検討会報告書

平成3年10月7日

「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」作成検討会

I 「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」作成の趣旨

「寝たきり老人ゼロ作戦」は平成元年12月に策定された、「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略」の重要な柱として、厚生省では「寝たきりゼロへの10ヵ条」の策定、「寝たきりゼロシンポジウム」の開催、県レベルの寝たきりゼロ推進本部の設置などの全国的な啓発活動の他、ヘルス事業の機能訓練の拡充、ホームヘルプサービス、デイサービス等在宅福祉サービスの拡充等を通じてその推進が図られている。

しかしながら、「寝たきり」の概念については全国的に統一的な定義がなく、その把握方法についても関係者の間で区々に行われているのが現状である。そのため、「寝たきり老人ゼロ作戦」の評価や、平成5年度実施に移される地方老人保健福祉計画の策定に際しても市町村が管内の寝たきり老人を把握するための目安となる基準の策定が要請されているところである。

このような背景のもとに、平成3年5月、公衆衛

生審議会は「老人保健事業第3次計画に関する意見」の中で「寝たきり老人については基本的な日常生活活動に着目した判定基準を作成すべきである」と提言を行った。

本検討会は厚生省の依頼を受けて、平成3年7月以降「寝たきりの判定基準」を作成すべく検討を重ねてきたが、検討の過程で、将来の保健福祉ニーズまで広く把握する必要がある等の理由から、いわば寝たきり予備軍ともいべき障害老人についても対象とすべきことが提案され、最終的には別添のとおり「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」として取りまとめたところである。

この判定基準が今後、全国で広く活用され、「寝たきり老人ゼロ作戦」の効果的な推進あるいは地方老人保健福祉計画の円滑な作成・実施が図られることを期待する。

策定にあたっての基本的考え方

「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の作成にあたっては、これを広く全国に普及し、「寝たきり老人ゼロ作戦」の効果的な推進と地方

老人保健福祉計画の円滑な作成・実施に資するという観点から、以下の点を作成の基本方針とした。

○何らかの障害を有する高齢者の、日常生活にお

- ける自立度（寝たきり度）を評価できるものであること
- 自立度（寝たきり度）の判定と併せて、市町村が保健・福祉サービスの供給量を測定する上でも役に立つものであること
 - 保健婦等が、客観的かつ短時間に判定できるものであること
 - 地域のみならず、施設等の現場においても使用できるものであること

- 「能力」ではなく、状態像に着目して判定できるものであること
 - 全く障害を持たない、いわゆる健常老人は対象としないこと
- なお、この判定基準は、普及に伴う知見の集積あるいは学問の進歩等を十分配慮した上で、適当な時期に見直しを行うべきものであることを付言しておく。

III 作成検討会委員名簿

氏名	所属職名
鎌田ケイ子	東京都老人総合研究所主任研究員
○竹中 浩治	社会福祉・医療事業団副理事長
対馬 徳昭	日本福祉学院長
橋本 正明	至誠老人ホーム施設長
長谷川恒雄	伊豆斐山温泉病院長
棕野美智子	埼玉県浦和市福祉部長
矢野 亨	日本医師会常任理事
山口 昇	公立みつぎ総合病院長
山本 和儀	大阪府大東市保健医療福祉センター次長
米本 恭三	東京慈恵会医科大学リハビリテーション医学科教授

(○印は座長)

障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1 交通機関等を利用して外出する 2 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ 1 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2 介助により車椅子に移乗する
	ランクC	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1 自力で寝返りをうつ 2 自力では寝返りもうたない

期間	ランクA, B, Cに該当するものについては、いつからその状態に至ったか 年 月頃より（継続期間 年 カ月間）
----	--

* 判定にあたっては補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

『ADLの状況』

- 1 移動 a時間がかかっても介助なしに一人で歩く
b手を貸してもらうなど一部介助を要する
c全面的に介助を要する
- 2 食事 aやや時間がかかっても介助なしに食事する
bおかずを刻んでもらうなど一部介助を要する
c全面的に介助を要する
- 3 排泄 aやや時間がかかっても介助なしに一人でできる
b便器に座らせてもらうなど一部介助を要する
c全面的に介助を要する
- 4 入浴 aやや時間がかかっても介助なしに一人でできる
b体を洗ってもらうなど一部介助を要する
c全面的に介助を要する
- 5 着替 aやや時間がかかっても介助なしに一人でできる
bそでを通してもらうなど一部介助を要する
c全面的に介助を要する
- 6 容姿 aやや時間がかかっても介助なしに自由に行える
(身だしなみ) bタオルで顔を拭いてもらうなど一部介助を要する
c全面的に介助を要する
- 7 意志疎通 a完全に通じる
bある程度通じる
cほとんど通じない

* 判定にあたっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

判定にあたっての留意事項

- 1 この判定基準は、地域や施設等の現場において、保健婦等が何らかの障害を有する高齢者の日常生活自立度を客観的かつ短時間に判定することを目的として作成したものである。
- 2 判定に際しては「～をすることができる」といった「能力」の評価ではなく「状態」、特に『移動』に関わる状態像に着目して、日常生活の自立の程度を4段階にランク分けすることで評価するものとする。なお、本基準においては何ら障害を持たない、いわゆる健常老人は対象としていない。
- 3 自立度の判定と併せて、市町村が保健・福祉サービスの供給量を測定するための基礎資料とするため『移動』、『食事』、『排泄』、『入浴』、『着替』、『容姿(身だしなみ)』、『意志疎通』といった個人の日常生活活動(ADL)に関する項目についても判定する。
- 4 補装具、自助具、杖や歩行器、車椅子等を使用している状態で判定して差し支えない。
- 5 4段階の各ランクに関する留意点は以下のとおりである。
ランクJ 何らかの身体的障害等を有するが、日常生活はほぼ自立し、一人で外出する者が該当する。なお“障害等”とは、疾病や障害及びそれらの後遺症あるいは老衰により生じた身体機能の低下をいう。
J-1はバス、電車等の公共交通機関を利用して積極的にまた、かなり遠くまで外出する場合が該当する。
J-2は隣近所への買い物や老人会等への参加等、町内の距離程度の範囲までなら外出する場合が該当する。
- ランクA 「準寝たきり」に分類され、「寝たきり予備軍」ともいうべきグループであり、いわゆるhouse-boundに相当する。屋内での日常生活活動のうち食事、排泄、着替に関しては概ね自分で行い、留守番等をするが、近所に外出するときは介護者の援助を必要とする場合が該当する。なお、“ベッドから離れている”とは“離床”のことであり、ふとん使用の場合も含ま

れるが、ベッドの使用は本人にとっても介護者にとっても有用であり普及が図られているところでもあるので、奨励の意味からベッドという表現を使用した。

A-1は寝たり起きたりはしているものの食事、排泄、着替時はもとより、その他の日中時間帯もベッドから経れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する場合は該当する。

A-2は日中時間帯、雇たり起きたりの状態にはあるもののベッドから離れている時間の方が長い、介護者がいてもまれにしか外出しない場合は該当する。

ランクB 「寝たきり」に分類されるグループであり、いわゆるchair-boundに相当する。

B-1とB-2とは座位を保つことを自力で行うか介助を必要とするかどうかで区分する。日常生活活動のうち、食事、排泄、着替のいずれかにおいては、部分的に介護者の援助を必要とし、一日の大半をベッドの上で過ごす場合は該当する。排泄に関しては、夜間のみ“おむつ”をつける場合には、介助を要するものとはみなさない。なお、“車椅子”は一般の椅子や、ポータブルトイレ等で読み替えても差し支えない。

B-1は介助なしに車椅子に移乗し、食事も排泄もベッドから離れて行う場合は該当する。

B-2は介助のもと、車椅子に移乗し、食事ま

たは排泄に関しても、介護者の援助を必要とする。

ランクC ランクBと同様、「寝たきり」に分類されるが、ランクBより障害の程度が重い者のグループであり、いわゆるbed-boundに相当する。日常生活活動の食事、排泄、着替のいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、一日中ベッドの上で過ごす。

C-1はベッドの上で常時臥床しているが、自力で寝返りをうち体位を変える場合は該当する。

C-2は自力で寝返りをうつこともなく、ベッド上で常時臥床している場合は該当する。

6 『ADLの状況』はa, b, cの3段階に分類し、それぞれ自立、一部介助、全面介助に相当するものである。

aは日常生活活動の当該項目について自立していることを表す。すなわち極端には長くない時間内に、一連の動作が介助なしに一人で終了できる場合は該当する。

bは日常生活活動の当該項目について部分的に介助してもらえば何とかできる場合は該当する。一人で行った場合に極端に時間がかかり、仕上がり不完全となる場合も含む。

cは日常生活活動の当該項目について、一人では一連の動作を遂行することが全くできない場合は該当する。